

尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付申請の手引き

尾鷲市では、家庭から排出される生ごみの減量や資源化を目的に、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ガーデンシュレッダーを購入する方に対して、購入費の一部を補助しております。補助金の制度や、申請に必要な手続きなどについては次のとおりです。

補助金の対象となるものは？

- 生ごみ処理・・・・・・・・・・生ごみを電力又は手動により分解、減容し、堆肥化又は消滅させる器具。
- 生ごみ処理容器・・・・・・微生物等を利用して生ごみを分解、減容し、堆肥化等をする容器で、材質が耐水性及び耐久性を備えているもの。（コンポスト・ぼかし容器を含む）をいう。
- ガーデンシュレッダー・・ 動力を利用して庭木の剪定枝、落葉等を粉砕しチップ化する器具。（最大粉砕能力が直径 35 ミリ以下。）

※土壌改良など農業に利用するもの、営利を目的としたものなどは補助金の対象外となります。

※購入方法は店頭・ネット購入および購入先が市内外は問いません。（補助対象です。）

注）：但し、オークションやフリマアプリ、リサイクルショップなどは対象外となります。

※付属品や消耗品、消費税、送料、保証料などは補助金対象外です。（本体価格が対象）

※事前に補助金の利用が可能であるかの確認を必ずお問い合わせ下さい。

補助金交付申請書兼請求書について」（申請に必要なもの）

申請には、下記の 3 点が必要となります。

＜必要となる添付書類等＞

①申請書兼請求書（環境保全対策資材購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 2 号））

- ・市の HP からダウンロードまたは、環境課窓口にて配布いたします。
- ・申請書兼請求書には、押印が必要です。

②領収書等（申請者が対象商品を購入した証明となるもの）

- ・領収書は、申請者の氏名・購入年月日・購入額が記載されたもの。
- ・ネット購入等での電子決済などを利用して購入された方は、支払い（決済）が判る返信メール等。

※プリントアウト等が困難な方は環境課に事前に連絡いただき、環境課のメールアドレスに画像を送信して下さい。（e-mail:kankyou@city.owase.lg.jp）

③購入機種の仕様書等

- ・購入した商品のパンフレット又はカタログなど（仕様等が判るもの）
- ・組み立て式生ごみ堆肥化容器の場合、組み立てたことが確認できる写真。

補助金の対象となる方

以下の要件を満たす方。

- 本市に住所がある方、環境美化活動等に取り組む市民団体（ガーデンシュレッダーのみ）。
- 処理機等を生ごみの処理等に活用しようとする方。
- 以前にこの補助制度を利用され、前回の補助金交付から 5 年が経過している方。

補助金の額は？

購入費用の 1/2 で、限度額、基数は下記のとおりです。

○生ごみ処理機

1 世帯あたり 1 機 限度額 30,000 円

○生ごみ処理容器

1 世帯あたり 2 基まで 限度額 5,000 円（合計金額に対する限度額になります。）

○ガーデンシュレッダー

1 世帯あたり 1 機 限度額 30,000 円

※実際に補助される金額です。100 円未満は切り捨てになります。

（例）

90,000 円（税抜き）の生ごみ処理機を購入した場合

$90,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 分の } 1 = 45,000 \text{ 円}$

補助金は 30,000 万円が上限なので、30,000 円が補助金額

5,500 円（税抜き）のコンポスト容器を購入した場合

$5,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 分の } 1 = 2,750 \text{ 円}$

100 円未満が切捨てなので、2,700 円が補助金額

補助金の申請先、お問い合わせ先

尾鷲市環境課（クリンクルセンター）

尾鷲市古戸町 10 番 9 号

TEL:0597-23-8251 / FAX:0597-23-1700 / mail:kankyou@city.owase.lg.jp